

## ⑥ 結婚新生活を支援します

市では、結婚に伴う新生活を経済的に支援し少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して新居の住居費用(取得・賃貸)および引越し費用の一部を補助します。

**対象世帯** ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること

- ・申請時において、夫婦のいずれもが市内の新居に住民登録があること
- ・婚姻の届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること
- ・夫婦の合計所得が400万円未満であること など

※ほかにも補助対象要件がありますので、申請の前にホームページ等で必ずご確認ください。

**対象経費** 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払われた以下の費用

- ・婚姻に伴い、笠間市で新たに住宅を取得する際に要した費用  
※土地代、旧住宅解体撤去費、設備購入費等は対象外
- ・婚姻に伴い、笠間市で新たに住宅を貸借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、および仲介手数料等)  
※勤務先等から居住費用に係る手当等を受けている場合は、その相当額を除く
- ・婚姻に伴い、笠間市に引越しする際に要した費用  
※引越業者または運送業者への支払い等の引越に係る実費等が対象となり、レンタカー費用などの業者を用いない引越費用については対象外  
※勤務先等から引越費用に係る手当等を受けている場合は、その相当額を除く

**補助金額** 1世帯あたり最大30万円を上限として交付します。

**申込方法** 窓口で直接または郵送で申請してください。

**申込期限** 令和4年3月31日

※予算額に達した場合は受け付けが終了となります。

申・問 市民活動課(内線133)

## ⑦ 実用英語技能検定の受験費用の一部を助成します

実用英語技能検定の受験を希望される方は次のとおりお申し込みください。市内の小・中・義務教育学校に在籍の方は、直接学校へお申し込みください。

**検定日** 5月23日(日)

**会場** 市役所 本所 教育棟(笠間市中央3-2-1)

**対象** 市内在住で、市外の小・中・義務教育学校に在籍する小学5年生～中学3年生

**助成額** 検定料から自己負担額を差し引いた額を同一年度1回のみ助成します。

自己負担額	小学5・6年生	中学1年生	中学2・3年生
	5級以上	4級以上	3級以上
	900円	1,200円	

**申込方法** 自己負担金を添えて窓口でお申し込みください。申請書は窓口に備え付けてあります。

**申込期限** 4月20日(火)

申・問 学務課(内線379)